

「第一号基礎的電気通信役務のユニバーサルサービス制度に基づく
第一種交付金の額及び交付方法の認可並びに第一種負担金の額及び徴収方法の認可」
に対する意見及びその意見に対する考え方

意見募集期間: 令和6年10月3日(木)～同年11月1日(金)
案件番号: 145210373

意見提出者一覧
意見提出者 1件(個人: 1件)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	個人

意 見	考え方	案の修正
(意見) 今役所がこのテーマにギアギア言い始める理由がわからない 悪いことやろうとしてるような空気を感ずる 物価と減税と賃上げにもっと必死になったら？ 税金使ってまでやることなの？ それに人にも説明する場においてダラッダラダラッダラダラッダラダラッダラ文字列列挙して分からせる気ゼロなのも腹立つ 無意味な行為ならやらない方がマシでは？ 人には伝える気がないなら伝わらないよ？ 人にも伝えるって大学でどうやれって習った？ この仕事の仕方はさすがに国民は怒るって 己らこんなふざけたやり方して人件費無駄遣いした上で「公務員は大変なんです」とかほざいてんの？ まずやり方間違ってるんだよ	(意見に対する考え方) ○ 基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第109条第1項の規定に基づく第一種交付金の額及び交付方法並びに同法第110条第2項の規定に基づく第一種負担金の額及び徴収方法について、年度ごとに、総務大臣の認可を受けることになっております。本件は、同協会からの令和7年度の第一種交付金の額及び交付方法等の認可申請を受けて、総務省が認可について本審議会に諮問を行ったため、本審議会として広く意見の募集を実施したものになります。	無

(以上)